

葛巻町告示第29号

葛巻町いわて若者U・Iターン支援金支給事業実施要綱をここに公布する。

令和8年4月24日

葛巻町長 鈴木重男

葛巻町いわて若者U・Iターン支援金支給事業実施要綱

葛巻町いわて若者U・Iターン支援金支給事業実施要綱を次のように制定する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手県が実施するいわて若者U・Iターン支援金を活用し、葛巻町内への移住及び定住の促進に資するため、県外から町内に移住した40歳未満の者に対し、予算の範囲内でU・Iターン支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 定住を目的として県外から町内に転入した者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（同法第99条第1項に規定する大学院及び同法第108条に規定する短期大学を含む。）、同法第115条第1項に規定する高等専門学校及び同法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程のほか、これらに準ずる学校等として町長が認めるものをいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法第50条に規定する高等学校、同法第66条に規定する中等教育学校後期課程、同法第76条第2項に規定する特別支援学校高等部及び同法第125条第2項に規定する専修学校の高等課程のほか、これらに準ずる学校等として町が認めるものをいう。
- (4) 一般支援金 町内に転入する直前の10年間のうち通算5年以上（うち直近1年以上は連続して）県外に在住していた者であって、別表第1に掲げる要件のいずれかを満たす移住者に対して支給する支援金をいう。
- (5) 申請者 移住者として、支援金の支給を申請する者をいう。
- (6) 新卒者支援金 町内に転入する直前に県外に在住しており、かつ、本県に転入する直前の3年以内に、県外に在住しながら、県外の大学

等又は高等学校等へ通学し、当該大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了した者であって、別表第2に掲げる要件のいずれかを満たす移住者に対して支給する支援金をいう。

(7) 世帯員 申請者の属する世帯に属する申請者以外の者で、一般支援金の算定の対象となる者をいう。

(8) マッチングサイト 岩手県が、地域未来交付金を活用して、県外に在住する求職者に対して県内に所在する事業所の求人情報を提供するため運営する情報提供媒体をいう。

(申請者の要件)

第3条 申請者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 日本人である者

イ 外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者

(2) 令和8年3月14日以降に、進学又は転勤以外の理由により県外を転出し、定住の意思をもって町内に転入した者

(3) 町に転入届をし、町の住民基本台帳に記録されている者

(4) 町内に転入した日（以下「転入日」という。）において40歳未満である者。ただし、当該転入日の翌日が40歳の誕生日である者を含む。

(5) 町内に、支援金の支給を申請した日（以下「申請日」という。）から5年以上継続して居住する意思を有している者

(6) 過去10年以内に、町移住支援金の支給を受けるに当たって、その算定の対象となっていない者。ただし、当該移住支援金を全額返還した場合や、移住支援金の算定の対象となった際に18歳未満だった者が当該移住支援金の支給を受けた日から起算して5年以上経過し、18歳以上となった場合で、町が認める場合を除く。

(7) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有していない者

(8) その他、町が支援金の支給の対象として適当と認める者

2 前項に掲げるもののほか、一般支援金の申請者は、町内に転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上、かつ町内に転入する直前、連続して1年以上、県外に居住し、県外の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者

3 第1項に掲げるもののほか、新卒者支援金の申請者は、県外の大学等又は高等学校等に在学し、町内に転入する直前の3年以内に、当該大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了し、かつ在学した期間から町内に転入する直前まで、県外に居住していたこと。ただし、在学中に県外から県内に転入し、又は卒業若しくは修了の後に県外から県内の他の市町村に転入したことについて、経済的事情その他のやむを得ない事情があると町が認める場合を除く。

4 第1項第3号の規定にかかわらず、県外の大学等又は高等学校等への進学に伴い、一時的に県外で居住していた者で、当該県外の大学等又

は高等学校等への在学期間にわたり県内の市町村の住民基本台帳に記録されていた者が、新卒者支援金の支給を申請しようとする場合には、申請者に対し、当該県外の大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了した事実、転出元の県外の市区町村に居住していた事実及び町内に居住している事実を証明する書類を提出させることをもって、県外からの転入の事実を確認するものとする。ただし、申請者は、申請の時点において、町の住民基本台帳に記録されていなければならない。

(世帯員の要件)

第4条 世帯員は、前条第1項第1号、第3号及び第6号から第8号までに掲げる事項の全てに該当する者とする。

2 世帯員は、県外からの転出の際に申請者と同一の世帯に属し、かつ、町内への転入の際にも申請者と同一の世帯に属していなければならない。ただし、転出又は転入が申請者と同時でないことについて、やむを得ない事情があると認める場合を除く。

(支援金の使途)

第5条 支援金は、申請者が移住に要した費用のうち別表第3に該当するものを対象として支給する。

2 申請者が移住に要した費用のうち別表第3に該当するものとして申請する額の総額（以下「申請総額」という。）が、基礎額を下回る場合には、その者に対して支援金を支給しないものとする。

3 申請総額が、基礎額以上の額であり、かつ、申請者が支給を受けることのできる支援金の額を下回る場合には、当該申請総額をもってその者に対して支給する支援金の額とする。

4 申請者が他の補助金等の交付を受ける際にその算定の対象となった費用については、支援金の支給の対象とすることができない。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、基礎額と加算額とを合算した額とする。

2 基礎額及び加算額は、別表第4に掲げるとおりとする。

(申請)

第7条 申請者は、葛巻町いわて若者U・Iターン支援金支給申請書（様式第1号）に、別表第5に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(申請期限)

第8条 支援金の支給の申請は、転入日から起算して1年以内にこれをしなければならない。

(支給決定)

第9条 町長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに葛巻町いわて若者U・Iターン支援金支給決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、不適当と認められ、支援金の交付ができない場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(請求)

第10条 支援金の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、葛巻町いわて若者U・Iターン支援金支給請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(支給)

第11条 町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、支給決定者に対し、速やかに支援金を支給するものとする。

(報告及び立入調査)

第12条 町長は、事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めたときは、支援金の支給を受けた者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることができる。

(返還)

第13条 町長は、支援金の支給を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、支援金の全額を返還させるものとする。ただし、就業先の企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 支援金の支給の申請に関し、虚偽の申請をしたとき。
- (2) 支援金の支給の要件として町が定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) 申請日から起算して1年以内に、町内から転出したとき。
- (4) 申請日から起算して1年以内に、支援金の支給の要件となった就業先を離職したとき。
- (5) 申請日から起算して1年以内に、支援金の支給の要件となった岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (6) その他、町長が支援金の支給が適当ではないと認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

別表第1（第2条関係）

要件	適用
就業	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 新規雇用者であること。</p> <p>イ 勤務地が県内に所在すること。</p> <p>ウ 申請者にとって三親等以内の親族が、代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、町が認める場合は、この限りでない。</p> <p>エ 週当たり勤務時間数が20時間以上の無期雇用契約により就業していること。</p> <p>オ 就業した求人に対して応募した日が、当該求人が移住支援金の対象とする求人としてマッチングサイトに掲載された日以降の日であること。</p> <p>カ 就業先の企業等に、支援金の支給を申請した日から5年以上継続して就業する意思を有していること。</p>
起業	<p>申請日において岩手県地方創生起業支援金の交付決定を受けた日から1年を経過しておらず、かつ、当該支援金の交付決定を受けて起業する事業について申請日から5年以上継続する意思を有していること。</p>
専門人材	<p>内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業しており、就業の項に掲げるア、イ、エ及びカに掲げる事項の全てに該当し、かつ、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職を前提とした就業ではないこと。</p>
テレワーク	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 就業先の企業等からの命令ではなく、自己の意思により県外から移住した場合であって、町を生活の本拠とし、転出元で従事していた業務を引き続き行うこと。</p> <p>イ 町でテレワークにより週当たり20時間以上勤務し、原則として恒常的な通勤をしないこと。</p> <p>ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、就業先の企業等から申請者に資金が提供されていないこと。</p>
関係人口	<p>町が個別に本事業の関係人口（町や地域の人々と関わりを有する者をいう。以下同じ。）と認め、次に掲げるアの要件のいずれかに該当し、かつイの要件いずれかに該当すること。</p> <p>ア 支給対象者の要件</p> <p>(ア) 町に移住する以前に連続する5年以上葛巻町に住民票を有していたことがある者</p> <p>(イ) 町に5年以上住民票を有している2親等以内の親族がいる者</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 町内の小中高等教育機関の卒業生 (エ) 大学生等の就業体験（葛巻型キャリアデザインプログラム等）に参加した者 (オ) 転入日から直前5年以内に町が主催する移住定住又は関係人口創出拡大に関する事業を利用又は参加経験を有する者（おためし居住体験や移住体験ツアー等） (カ) 転入日から直前5年以内に3年以上継続し葛巻町にふるさと納税を行った者 (キ) 岩手県の「遠恋複業」の取組により県内の企業又は団体と複業を実施している者 <p>イ 地域の担い手確保の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 農林商工業に就業する者 (イ) 家業等へ就業する者 (ウ) 町が認めた企業又は団体等に就業した者 (エ) 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
--	---

別表第2（第2条関係）

要件	適用
就業	別表第1の就業の項の適用の欄に掲げる事項の全てに該当するほか、就業した求人が、大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了する予定の者及び大学等又は高等学校等を卒業し、又は修了して3年以内の、正社員として就業した経験を有しない者を対象とするものであること。
関係人口	<p>町が個別に本事業の関係人口（町や地域の人々と関わりを有する者をいう。以下同じ。）と認め、次に掲げるアの要件のいずれかに該当し、かつイの要件いずれかに該当すること。</p> <p>ア 支給対象者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 町に移住する以前に連続する5年以上葛巻町に住民票を有していたことがある者 (イ) 町に5年以上住民票を有している2親等以内の親族がいる者 (ウ) 町内の小中高等教育機関の卒業生 (エ) 大学生等の就業体験（葛巻型キャリアデザインプログラム等）に参加した者 (オ) 転入日から直前5年以内に町が主催する移住定住又は関係人口創出拡大に関する事業を利用又は参加経験を有する者（おためし居住体験や移住体験ツアー等）

	<p>(カ) 転入日から直前5年以内に3年以上継続し葛巻町にふるさと納税を行った者</p> <p>(キ) 岩手県の「遠恋複業」の取組により県内の企業又は団体と複業を実施している者</p> <p>イ 地域の担い手確保の要件</p> <p>(ア) 農林商工業に就業する者</p> <p>(イ) 家業等へ就業する者</p> <p>(ウ) 町が認めた企業又は団体等に就業した者</p> <p>(エ) 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者</p>
--	---

別表第3（第5条関係）

費目	内容
移住の準備に係る旅費	申請者等が、転入日の3月前から転入日の前日までの間に、移住の準備のため、転出元の県外の市区町村から町内への旅行に要した交通費及び宿泊費として、申請日までに支払った費用
移転に係る旅費	申請者等が、転出元の県外の市区町村から町内への移転のため、当該移転に伴う旅行に要した交通費及び宿泊費として、申請日までに支払った費用
移転費	申請者等が、転出元の県外の市区町村から町内への移転に伴う家財等の輸送のために要した費用として、申請日までに支払った経費（引越業者に支払った費用、レンタカー料金並びにレンタカーの使用に伴う燃料代及び道路の通行に係る料金等をいう。）
家賃	申請者等が、町内において賃借して居住する住宅の家賃（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）として、申請日までに支払った費用（12月分を上限とする。）（就業先の企業等から住居手当又はこれに相当する手当等が支給されている場合にあっては、当該支給された額を控除した額とする。）
住宅改修費	申請者等が、町内において居住する住宅の改修（転入日の前後3月以内に契約を締結したものに限る。）のために要した費用として、申請日までに支払った費用
運転免許取得費	申請者等が、普通自動車を運転することができる第一種免許を受けることを目的として、自動車教習所において教習を受け、その教習料金（転入日の前後3月以内に教習の受講を開始したものに限る。）として申請日までに支払った費用（申請の際現に普通自動車を運転することができる第一種免許を受けている場合に限る。）

別表第4（第6条関係）

区 分	項 目	要件及び額
一般支援金	基礎額	2人以上の世帯（申請者及び世帯員（以下別表第4において「申請者等」という。）により構成される世帯） 25万円 単身の世帯（申請者のみにより構成される世帯） 15万円
	加算額	申請日が属する年度の4月1日時点において世帯員に18歳未満（当該4月1日の翌日が18歳の誕生日である者を含む。）の者がある場合 当該世帯員1人につき25万円 申請日が属する年度の4月1日時点において申請者が18歳以上26歳未満（当該4月1日の翌日が18歳又は26歳の誕生日である場合を含む。以下新卒者の加算額について同じ。）である場合 当該世帯員1人につき5万円 申請者が女性である場合 当該世帯員1人につき5万円
新卒者支援金	基礎額	15万円
	加算額	申請日が属する年度の4月1日時点においてにおいて申請者が18歳以上26歳未満である場合 5万円 申請者が女性である場合 5万円

別表第5（第7条関係）

区 分	書 類
一般支援金	ア 申請者本人であることを確認するための書類（運転免許証、個人番号カードその他官公署が発行した写真付き身分証明書の写し等） イ 申請者が第3条第1項1号及び第3号に規定する要件に該当することを確認するために必要な書類（転出元の住民票の除票の写し（戸籍附票の証明書でも可）、葛巻町への転入後の住民票の写し、〔申請者が外国人である場合〕在留資格を証明する書類の写し等） ウ 別表第1に規定する要件のうち、就業及び専門人材の要件に該当する場合にあっては、就業証明書（様式第2号）及び就業した求人に係るマッチングサイトの該当部分を印刷したもの エ 別表第1に規定する要件のうち、起業の要件に該当する場合にあっては、岩手県地方創生起業支援金の交付決定通知書の写し オ 別表第1に規定する要件のうち、テレワークの要件に該当する場合にあっては、テレワーク証明書（様式第3号）。ただし、個人事業主の場合は、テレワーク証明書及び就業時間証明書（様式第3号別紙）

	<p>カ 別表第1に規定する要件のうち、関係人口に該当する場合にあっては、それを確認するために必要な書類。なお、ア(キ)に該当する場合にあっては、関係人口証明書(様式第4号)</p> <p>キ 世帯員が第4条に規定する要件に該当することを確認するために必要な書類(転出元の住民票の除票の写し(戸籍附票の証明書でも可)、葛巻町への転入後の住民票の写し、〔世帯員が外国人である場合〕在留資格を証明する書類の写し、〔世帯員に転入前に胎児であった者が居る場合〕母子健康手帳等の写し等)</p> <p>ク 申請者が岩手県の実施する移住定住施策に関する調査に回答したことを証する書類(調査に回答したことを証する県からの回答完了(申込完了)通知メールの写し)</p> <p>ケ 特定の用途に該当する費用の支払に係る費用申告書(様式第1号別紙3)</p> <p>コ 特定の用途に該当する費用の支払の事実を確認するために必要な書類(契約書、領収書等の写し)</p> <p>サ 振込先の氏名又は名称、口座番号並びに口座が開設されている銀行その他の金融機関及び店舗の名称を確認するために必要な書類(預金通帳又はキャッシュカードの写し等)</p>
<p>新卒者支援金</p>	<p>ア 一般支援金の項のア、イ、ク、ケ、コ及びサに掲げる書類</p> <p>イ 別表第2に規定する要件のうち、就業の要件に該当する場合にあっては、就業証明書(様式第2号)及び就業した求人に係るマッチングサイトの該当部分を印刷したもの</p> <p>ウ 別表第2に規定する要件のうち、関係人口に該当する場合にあっては、それを確認するために必要な書類。なお、ア(キ)に該当する場合にあっては、関係人口証明書(様式第4号)</p>